

公益社団法人 北海道栄養士会 十勝支部 会則

第1章 総則

(目的)

第1条 この会則は、公益社団法人北海道栄養士会（以下、「本会」という。）定款第37条第2項および定款施行細則第22条第2項に基づき運営に必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この支部は、公益社団法人北海道栄養士会十勝支部（以下、「支部」という。）という。

(事務局)

第3条 支部の事務局を支部長所在地に置く。

(事業)

第4条 支部は、本会定款第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 道民の栄養改善思想及び健康の保持増進に関する知識の普及のための講演会、栄養相談事業等の開催
- (2) 栄養士の資質向上のための研修会等の開催
- (3) 道民の栄養改善に関する調査及び研究
- (4) 広報事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(支部の構成員)

第5条 支部会員は、本会の正会員として所属し、支部所轄表に基づく市町村に在住または勤務地である管理栄養士・栄養士をもって構成する。

第3章 支部総会

(構成)

第6条 支部総会はすべての支部会員をもって構成する。

(権限)

第7条 支部総会は、次の事項について決議する。

- (1) 支部役員を選任
- (2) 支部会則の変更
- (3) その他必要な事項

2 支部総会は、次の事項について報告することができる。

- (1) 事業計画・予算
- (2) 事業報告・決算

(開 催)

第8条 支部総会は、定期総会として毎年1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第9条 支部総会は、役員会の議決を経て支部長が招集する。

- 2 総支部会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する支部会員は、支部長に対し、支部総会の目的である事項及び招集の理由を示して、支部総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第10条 支部総会の議長は、当該総会において出席した支部会員の中から選出する。

(議決権)

第11条 支部総会における議決権は、支部会員1名につき1個とする。

(決議)

第12条 支部総会の決議は、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(書面議決等)

第13条 支部総会に出席できない支部会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の支部会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その支部会員は出席したものとみなす。

第4章 役員等

(役員の設定)

第14条 支部に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) その他必要と認められる役員14名以内
 - 1) 庶務 1名
 - 2) 幹事 6名

- 2 会計は副支部長以下のその他役職と兼務することができる。

(役員を選任)

第15条 支部役員は、支部総会の決議によって選任する。

(役員職務及び権限)

第16条 支部長は、支部を代表し、その業務を執行する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 支部役員は役員会を構成し、職務を執行する。

(役員任期)

第17条 支部役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された支部役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 支部役員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、権利義務を有する。

(顧問および参与)

第18条 支部に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、次の職務を行う。
 - (1) 支部長の相談に応ずること
 - (2) 役員会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 顧問及び参与の選任及び解任は、役員会において決議し、支部長が委嘱及び解職する。
- 4 顧問及び参与は、無報酬とする。

第5章 役員会

(構成)

第19条 当会に役員会を置き、すべての支部役員をもって構成する。

(権限)

第20条 役員会は、次の職務を行う。

- (1) 支部の業務執行の決定
- (2) 役員職務の執行の監督

(招集)

第21条 役員会は、支部長が招集する。

- 2 支部長が欠けたとき又は支部長に事故あるときは、副支部長が招集する。

(議 長)

第22条 役員会の議長は、支部長がこれにあたる。

(決 議)

第23条 役員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する役員を除く役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第6章 支部会則の変更

(会則の変更)

第24条 この会則は、支部総会の決議を経て、本会理事会の決議によって変更することができる。

第7章 雑則

(委 任)

第25条 この会則に定めるもののほか、支部の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(北海道栄養士会定款の準用)

第26条 この会則に定めのない事項については、定款及び定款施行規則等の規程を準用する。

附 則

昭和59年6月29日より施行する。

平成 元年4月14日一部改正

平成 5年4月 6日一部改正

平成 6年4月16日一部改正

平成 9年4月19日一部改正 (社団法人北海道栄養士会定款に準じての改正)

平成15年4月19日一部改正 (平成16年4月1日より施行。役員の定数、顧問の設置)

平成20年4月19日一部改正 (役員の定数)

平成22年4月17日一部改正 (条文・文言等の改正)

平成24年4月21日一部改正 (公益社団法人北海道栄養士会定款に準じての改正)

平成29年5月20日全面変更 (公益社団法人北海道栄養士会定款に準じての変更)

平成30年5月19日一部改正 (条文・文言等の改正)

令和3年6月18日 (条文・文言等の改正)

公益社団法人 北海道栄養士会十勝支部会則施行細則・内規

(連絡網)

- ・協議会別に連絡網を構築し、担当は役員で分担する。
- ・支部事業の開催案内、他団体からの研修会広報依頼などを連絡網で情報提供する。

(委託事業、派遣栄養士の登録制)

- ・報酬のある委託事業に派遣する管理栄養士・栄養士は支部登録とし、登録者を中心に派遣する。
- ・登録については事業年度ごとに毎年申請とする。
- ・事業終了後に所定の書式で支部に業務報告書を提出する。

(役員選出) 内規

第1条 本内規は、公益社団法人北海道栄養士会十勝支部の役員選出について定めたものである。

第2条 本内規でいう役員とは、支部長・副支部長・庶務・会計・幹事をいう。

第3条 本支部の役員選出のために、本支部に役員選考委員会を置く。

- (1) 役員選考委員会は、支部役員会において選出された6名の会員で構成する。
- (2) 役員選考委員会は、委員長1名、副委員長1名、記録人1名を互選する。

第4条 役員選考委員会は、支部長1名、副支部長2名、庶務1名、会計1名、幹事6名を選出し、総会において承認を得る。

第5条 本委員会の委員の任期を2年とする。

第6条 役員選出内規の変更・廃止については、支部役員会にて決める。

附 則

平成22年4月17日より施行する

平成24年4月21日 一部改正

平成30年5月19日 一部追加

令和3年6月18日 一部改正